

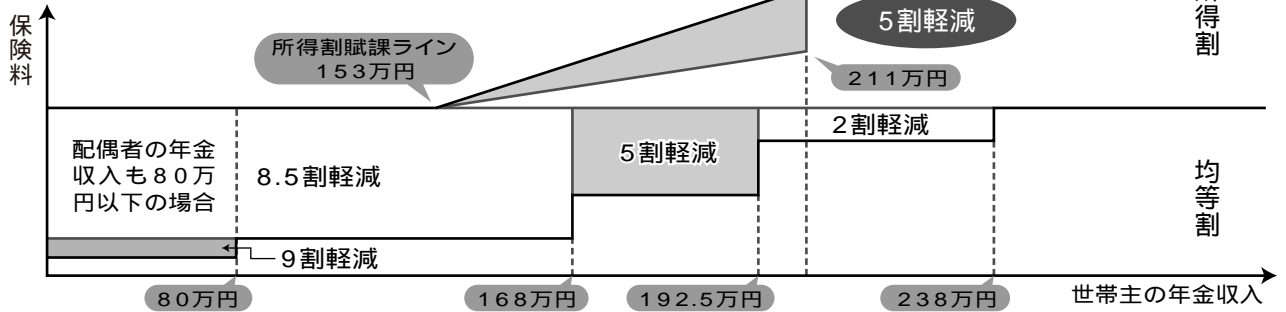
**保険料率改定のお知らせ**

**【所得割額の軽減】**

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

**平成22年度 年金収入で見た軽減イメージ**

【夫婦世帯の例（配偶者の年金収入135万円以下の場合）】



**職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置**

これまで職場の健康保険などの被扶養者だったため、保険料を負担する必要がなかった方については、平成22年度は均等割が9割軽減されます（所得割額は課税されません）。

**保険料の納め方**

保険料は被保険者一人一人が納めます。納め方は年金額によって異なり、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則として年金から保険料が天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書や口座振替で個別に納めます（普通徴収）。

平成22年4月2日以降に75歳になる方や、県外から転入した方など、新たに被保険者となった方は、当初は普通徴収で納めていただきます。

**納付書で納付（普通徴収）**

- 対象者 ・ 年金が年額18万円未満の方
- ・ 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 納め方 ・ 役場が送付する納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

普通徴収	
7月から翌年2月までの毎月（年8回）	

**年金からの天引き（特別徴収）**

- 対象者 ・ 年金が年額18万円以上の方（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）
- 納め方 ・ 年6回の年金定例期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料額を納めます。			前年の所得が確定後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。		

普通徴収の方は	特別徴収の方は
口座振替が便利です 保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利な口座振替をご利用ください。	口座振替にも変更できます 保険料の納付が年金からの天引きとなる方でも、口座振替に変更できるようになりました。 口座振替に変更した場合、社会保険料控除は、振替をする口座の名義人に適用されます。これにより世帯の税負担が軽くなる場合があります。
必要なもの	必要なもの
被保険者証	被保険者証
預金通帳	預金通帳
通帳の届け出印	通帳の届け出印

問い合わせ先 保険課医療年金係 ☎(48)1111(内215・257)